

第1回 一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 平成30年3月19日（月）

午後1時30分～午後3時

場所 一関市役所 議員全員協議会室

次 第

委嘱状の交付

- 1 開 会
- 2 管理者挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長・副委員長互選
- 5 協議
 - (1) 一般廃棄物最終処分場の整備計画について
 - (2) 候補地選定の手順について
 - (3) 第1次選定の条件について
 - (4) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

平成30年3月19日現在

(五十音順)

No.	氏名	よみがな	備考	専門分野等
1	東 淳樹	あずま あつき	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
2	大河原 正文	おおかわら まさふみ	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
3	颯田 尚哉	さった なおや	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
4	千葉 啓子	ちば けいこ	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部)	環境影響評価
5	中澤 廣	なかざわ ひろし	工学博士 (岩手大学理工学部)	廃棄物処理工学
6	平塚 明	ひらつか あきら	理学博士 (岩手県立大学総合政策学部)	植物生態学
7	山本 博	やまもと ひろし	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会設置要綱

平成29年12月26日

一関地区広域行政組合告示第50号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づく一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 最終処分場の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、一関清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

一関地区広域行政組合審議会等の会議の公開に関する要綱

平成28年4月1日

一関地区広域行政組合告示第14号

(趣旨)

第1 この告示は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、住民に対して審議会等の会議の状況を明らかにすることにより、組合業務への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた組合運営の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開等)

第2 審議会等の会議の公開に関しては、一関市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成18年一関市告示第13号）の例による。この場合において、「一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例（平成19年一関地区広域行政組合条例第2号）」と、「総務部総務課長」とあるのは「総務管理課長」と、「市民の室及び各支所市民ホール等」とあるのは「一関市にあつては市民の室及び各支所市民ホール等に、平泉町にあつては町民ホール等」と、「市民の閲覧」とあるのは「住民の閲覧」と、「市のホームページ」とあるのは「組合のホームページ」と、「市民等からの」とあるのは「住民等からの」と、「一関市情報公開条例第7条」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第7条」と、「一関市情報公開条例第 条第 号」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第 条第 号」と読み替えるものとする。

○一関市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成18年 1 月31日

告示第13号

改正 平成19年 3 月 7 日告示第52号

平成19年 5 月18日告示第147号

平成23年 3 月31日告示第62号

平成24年 9 月26日告示第196号

平成26年 2 月28日告示第26号

平成26年 3 月28日告示第45号

平成27年 3 月31日告示第60号

(趣旨)

第1 この告示は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、市民に対して審議会等の会議の状況を明らかにすることにより、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2 この告示の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び規則又は要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審査、審議等を行う場合

(2) 公開することにより審議会等における当該会議の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

(非公開の決定)

第4 審議会等の会議を非公開とするときは、第3に定める会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等が会議を公開しないことと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。

3 傍聴に関する手続等は、次のとおりとする。

(1) 会議を開催する当日は、会議の会場入口に会議の名称及び開始時刻を掲示するものとする。

(2) 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から開始時刻の5分前まで会場入口で行うものとする。

(3) 傍聴者の選定については、定員に達するまでの先着順によるものとする。ただし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、当該審議会等の判断により、定員を超えて傍聴を認めることができる。

(4) 審議会等は、報道機関の有する公共性に鑑み、会議に関する報道機関の取材に対して、協力するよう努めるものとする。

4 審議会等は、傍聴者に傍聴に係る注意事項を記載した書面(様式第1号)を配布する等、傍聴者に当該注意事項を周知し、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

5 傍聴者は、前項による注意事項を遵守し、会議における秩序を維持しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、傍聴に関する手続等及び傍聴に係る注意事項は、審議会等において、これを変更することができる。

(会議開催の周知)

第6 審議会等の庶務の担当課(以下「担当課」という。)は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催の通知(様式第2号の1、第2号の2又は第2号の3。以下これらを「会議開催の通知」という。)を総務部総務課長に提出しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員（会議を公開する場合に限る。）
- (5) 傍聴の可否及び手続（会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由）
- (6) 担当課名等問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定により提出された会議開催の通知は、市民の室及び各支所市民ホール等において市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

（会議録の作成）

第7 審議会等は、会議終了後2週間以内に会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局等）
- (5) 議題
- (6) 公開、非公開の別
- (7) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (8) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）
- (9) 審議内容
- (10) 担当課名
- (11) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 会議録の記録方式は、次のとおりとする。

- (1) 審議内容を整理して公表するという観点から、要点をまとめ、主たる内容を箇条書きで記載する要約記録方式とする。
- (2) 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なわないようにするため、発言者の氏名は公表しないものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、審議会等の長が必要と認めたときは、全文記録方式により記録し、又は発言者の氏名を公表することができる。

(会議録及び会議資料の公表)

第8 担当課は、公開した会議について、第7第1項の会議録及び会議資料を直ちに総務部総務課長に提出するものとする。

2 総務部総務課長は、前項の規定により会議録及び会議資料の提出を受けたときは、市のホームページに掲載するものとする。この場合において、当該会議録及び会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。ただし、会議資料の掲載が困難であると認められる場合は、次項の規定による閲覧による公表とすることができる。

3 担当課は、担当課窓口において会議録及び会議資料を市民の閲覧に供するものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

4 担当課は、市民等からの求めに応じ、前項の規定により公表された会議録及び会議資料の写しを費用を徴した上で交付するものとする。

5 第2項及び第3項の規定による公表は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

6 担当課は、会議を非公開とした場合であっても、第2項及び第3項の規定に準じて当該会議に係る会議録及び会議資料を公表するよう努めなければならない。

(審議会等一覧表の作成及び公開)

第9 担当課は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠等を記載した一覧表(様式第3号。以下「審議会等一覧表」という。)を作成し、4月15日までに総務部総務課長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された審議会等一覧表は、市民の室において市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

3 年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、前2項の規定の例による。

～以下様式等省略～

一関地区広域行政組合情報公開条例（関連部分抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないと認められる情報

(2) 個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員（地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め

られるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 組合若しくは組合以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

協議 1

最終処分場関係のみ抜粋

廃棄物処理基本構想

平成29年3月

一関地区広域行政組合

は、この資料への抜粋部分

目次

【 共 通 事 項 】

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の位置づけ	1
第2節 施設整備基本方針	2
第2章 計画条件の整理.....	3
第1節 ごみ処理の現状.....	3
第2節 ごみ処理量の現状と将来予測	9
第3節 ごみ処理広域化の取り組み方向.....	25
第4節 循環型社会形成推進交付金等.....	28

【エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本構想】

第1章 基本構想.....	32
第1節 施設規模の設定	32
第2節 計画ごみ質の検討	33
第3節 処理方式の整理.....	36
第4節 最終発生材の活用想定.....	46
第5節 余熱利用方法の整理.....	47
第6節 建設用地立地条件及び周辺整備の検討.....	49
第7節 環境保全計画.....	52
第2章 事業計画.....	57
第1節 概算事業費の算定.....	57
第2節 事業手法の整理.....	58
第3節 事業スケジュール(案).....	61
第3章 概略イメージ図・動線図	62

【最終処分場施設整備基本構想】

第1章 基本構想.....	64
---------------	----

第1節 施設規模の設定	64
第2節 最終処分場の概要	65
第3節 埋立地構造、埋立工法等の検討	67
第4節 浸出水処理施設の検討	78
第5節 建設用地立地条件及び周辺整備の検討	88
第6節 環境保全計画	92
第7節 施設整備方針の検討	95
第2章 事業計画	97
第1節 概算事業費の算定	97
第2節 事業スケジュール(案)	97
第3章 概略イメージ図・動線図	98
【リサイクル施設整備基本構想】	
第1章 基本構想	100
第1節 施設整備の必要性と整備(改修)方針の検討	100
第2節 処理対象ごみの設定	100
第3節 施設規模の設定	100
第4節 基本処理フローの検討	102
第5節 環境保全計画	105
第2章 事業計画	109
第1節 整備方法の検討	109
第2節 概算事業費の算定	109
第2節 事業スケジュール(案)	110
【資料編】	
資料1 ごみ処理量の将来予測	資 1

最終処分場関係のみ

目次

【 共 通 事 項 】

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画の位置づけ.....	1
第2節 施設整備基本方針.....	2
第2章 計画条件の整理.....	3
第1節 ごみ処理の現状.....	3
第2節 ごみ処理量の現状と将来予測.....	5
第3節 ごみ処理広域化の取り組み方向.....	9

【最終処分場施設整備基本構想】

第1章 基本構想.....	11
第1節 施設規模の設定.....	11
第2節 最終処分場の概要.....	11

【 共 通 事 項 】

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画の位置づけ

1. 計画の目的

本組合では、焼却処理施設 2 施設（一関清掃センターと大東清掃センター）、リサイクル施設 2 施設（一関清掃センターと大東清掃センター）、最終処分場 3 施設（舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センター）においてごみの中間処理、最終処分を行っている。

岩手県では、平成 11 年 3 月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内を 6 つのブロックに区分し、ブロック毎にごみ処理広域化を推進する指針を示しており、平成 25 年 11 月には、「県南地区ごみ処理基本構想」が策定された。

本計画は、この基本構想に基づき、一関地区広域行政組合（以下、「本組合」という。）における一般廃棄物処理行政を長期的かつ総合的視点に立って適正に推進するために、『エネルギー回収型廃棄物処理施設』、『最終処分場施設』、『リサイクル施設』の整備に係る基本方針を示すものである。

2. 計画概要

本計画の概要を表 1-1-1 に示す。

本計画は、上位計画である本組合の「一般廃棄物処理基本計画（平成 26 年 3 月）」及び県南地区ごみ処理広域化検討協議会の「県南地区ごみ処理広域化基本構想（平成 25 年 11 月）」に基づき策定するものとする。

表 1-1-1 本計画の概要

項目	エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備基本構想	最終処分場 施設整備基本構想	リサイクル施設整備基本構想
計画条件 の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の状況 ・ごみ処理量の現状 ・ごみ処理広域化の取り組み方向 		
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模の設定 ・計画ごみ質の検討 ・処理方式の整理 ・最終発生材の活用想定 ・余熱利用方法の整理 ・建設用地立地条件及び周辺整備の検討 ・環境保全計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模の設定 ・埋立地構造、埋立工法等の検討 ・浸出水処理施設の検討 ・建設用地立地条件及び周辺整備の検討 ・環境保全計画 ・施設整備方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象ごみの設定 ・施設規模の設定 ・施設整備の必要性と整備（改修）方針の検討 ・基本処理フローの検討 ・建設用地立地条件及び周辺整備の検討 ・環境保全計画
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費の算定 ・事業手法の検討 ・事業スケジュール(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費の算定 ・事業手法の検討 ・事業スケジュール(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費の算定 ・事業手法の検討 ・事業スケジュール(案)
概略施設 全体配置 ・動線図	<ul style="list-style-type: none"> ・概略施設全体配置図(案) ・動線図(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・概略施設全体配置図(案) ・動線図(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・概略施設全体配置図(案) ・動線図(案)

第2節 施設整備基本方針

施設整備基本方針は、「県南地区ごみ処理基本構想」に準じて、以下の通り定める。

(1) ダイオキシン類の削減

現有施設ではダイオキシン類の排出基準を満たしているが、施設の集約化により安定したごみ処理を確保し、ダイオキシン類の更なる削減を図る。

(2) 新たな処理技術導入の検討

焼却残渣については既存ごみ焼却施設において適正処理を行っており、ダイオキシン類対策が徹底されているが、新たな処理技術導入も含めた検討を行い、ダイオキシン類の更なる削減を図る。

(3) リサイクルの推進

資源物の処理・資源化に関しては、各市町あるいは組合単位で推進している。広域的に連携し、より効率的で安定した再生利用ルートの確保を図る。

(4) 再生可能エネルギーの活用

既存施設では、余熱は場内利用している。施設の集約化により、ごみ発電や場外利用等、余熱利用の拡大を図る。

(5) ごみ処理コストの低減

県南地区では、一部事務組合化等による効率的、合理的なごみ処理を推進している。施設をさらに集約化し施設整備費、維持管理費の削減を図る。

(6) 最終処分場の確保

県南地区には最終処分場が4施設あり、組合単位で整備している。一関地区広域行政組合では既存施設が3施設あることから、県広域化計画における基本方向を考慮して、計画的な施設整備を図る。

(7) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

放射性物質に汚染された廃棄物の広域的な移動による住民の健康及び環境への影響を配慮し、一関市・平泉町地域及び奥州市・金ヶ崎町地域双方での広域処理体制の整備を図る。

第2章 計画条件の整理

第1節 ごみ処理の現状

1. 施設概要

(1) 現有のごみ焼却施設

現有のごみ焼却施設の概要を表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 現有施設（ごみ焼却施設）の概要

施設名称	一関清掃センターごみ焼却施設	大東清掃センターごみ焼却施設
処理能力	150t/日(75t/24h×2炉)	80t/日(40t/24h×2炉)
処理方式	ストーカ方式	流動床式
建設工事	着工:昭和54年6月 竣工:昭和56年3月 ※排ガス高度処理施設 着工:平成12年6月 竣工:平成14年3月	着工:平成10年3月 竣工:平成11年8月
施設所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1

(2) 現有の最終処分場

現有の最終処分場の概要を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 現有施設（最終処分場）の概要

施設名称	舞川清掃センター 一般廃棄物最終処分場	花泉清掃センター 一般廃棄物最終処分場	東山清掃センター 一般廃棄物最終処分場
埋立面積	20,700m ²	5,893 m ²	16,500m ²
埋立容量	141,800 m ³	31,035 m ³	120,447m ³
残余容量	46,308m ³	7,102 m ³	22,790 m ³
埋立方式	セル方式	セル方式	セル方式
水処理方式	接触曝気＋凝集沈殿＋ 砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒	接触曝気＋凝集沈殿	回転円盤方式＋砂ろ過
建設工事	着工:平成7年8月 竣工:平成10年3月	着工:昭和62年9月 竣工:昭和63年7月	着工:昭和57年8月 竣工:昭和58年3月
埋立終了	平成34年度(予定)	平成34年度(予定)	平成33年度(予定)
施設所在地	一関市舞川字河岸 101 番地 2	一関市花泉町金沢字滝ノ沢 40 番地 4	一関市東山町松川字吉兆所 52 番地 1

※残存容量は H28.3 現在

(3) 現有の粗大（不燃）ごみ処理施設等

現有の粗大（不燃）ごみ処理施設の概要を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3 現有施設（粗大（不燃）ごみ処理施設）の概要

施設名称	一関清掃センターリサイクルプラザ	大東清掃センター粗大ごみ処理施設
処理能力	33t/5h	18t/5h
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
建設工事	着工:平成12年6月 竣工:平成14年11月	着工:平成10年5月 竣工:平成11年8月
施設所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1

2. ごみ処理体制

現在のごみ処理体制を表 2-1-4、図 2-1-5 に示す。

表 2-1-4 現在のごみ処理区分と処理区域

施設区分	処理区域(市町・地域・区)	
一関清掃センター	一関市	一関、花泉
	平泉町	全域
大東清掃センター	一関市	大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢

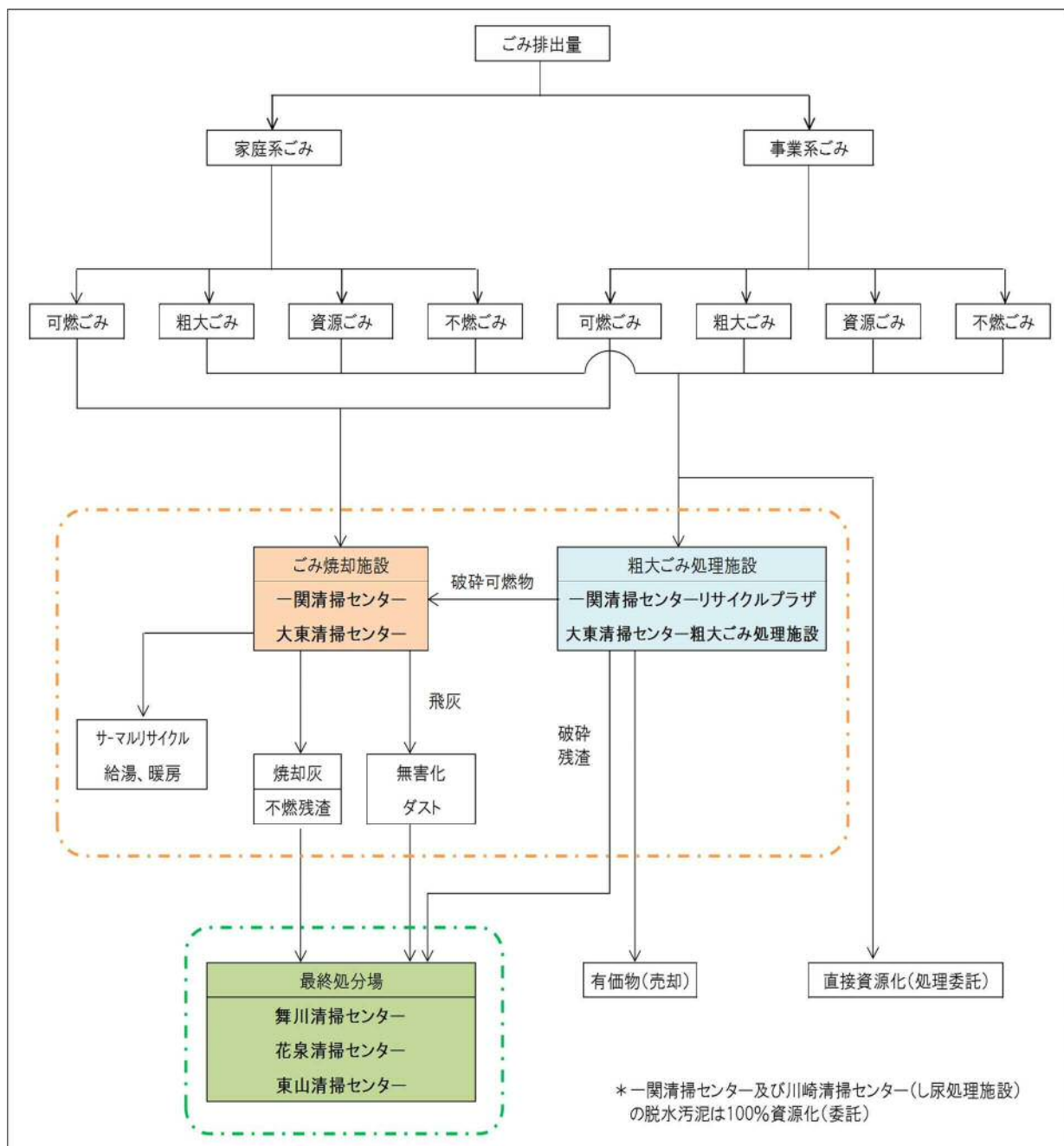


図 2-1-5 現在のごみ処理体制

第2節 ごみ処理量の現状と将来予測

1. 人口の推移

構成市町の人口の推移を図 2-2-1 に示す。

一関市、平泉町の人口はいずれも減少傾向にあり、平成 27 年度は合計で 129,670 人であった。

※ 住民基本台帳人口(各年度末時点)

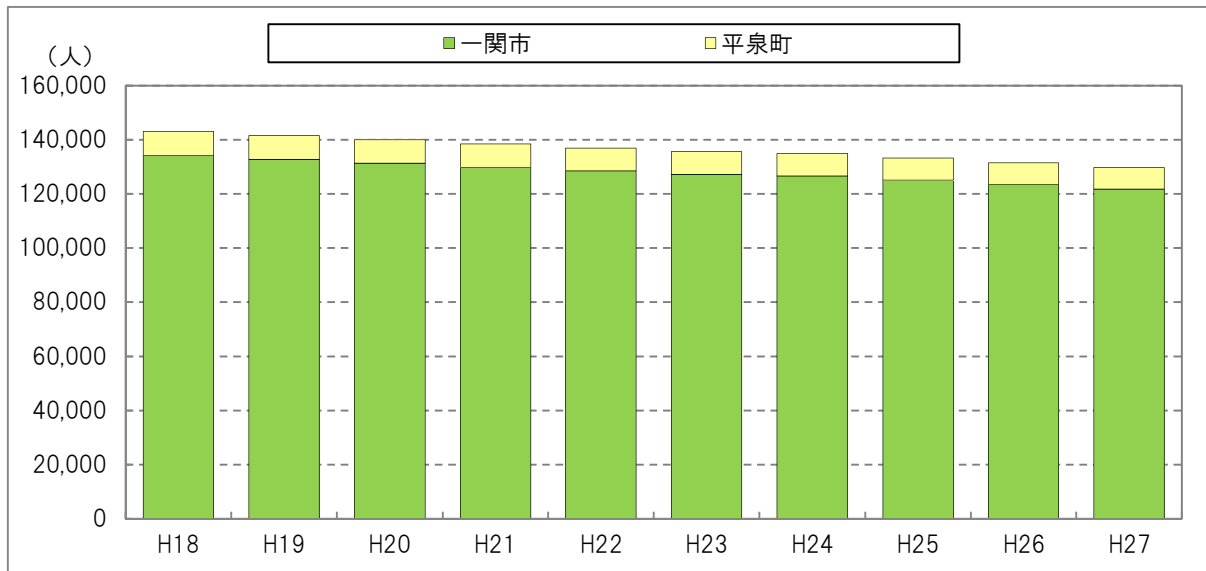


図 2-2-1 人口の推移

2. ごみ排出量、処理・処分量の実績

(1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量実績を図 2-2-2 に示す。

構成市町全体では、排出量は減少傾向にあるが、原単位はほぼ横ばいで推移している。

平成 27 年度は、排出量が 38,883t/年、原単位が 821.5g/人・日であった。

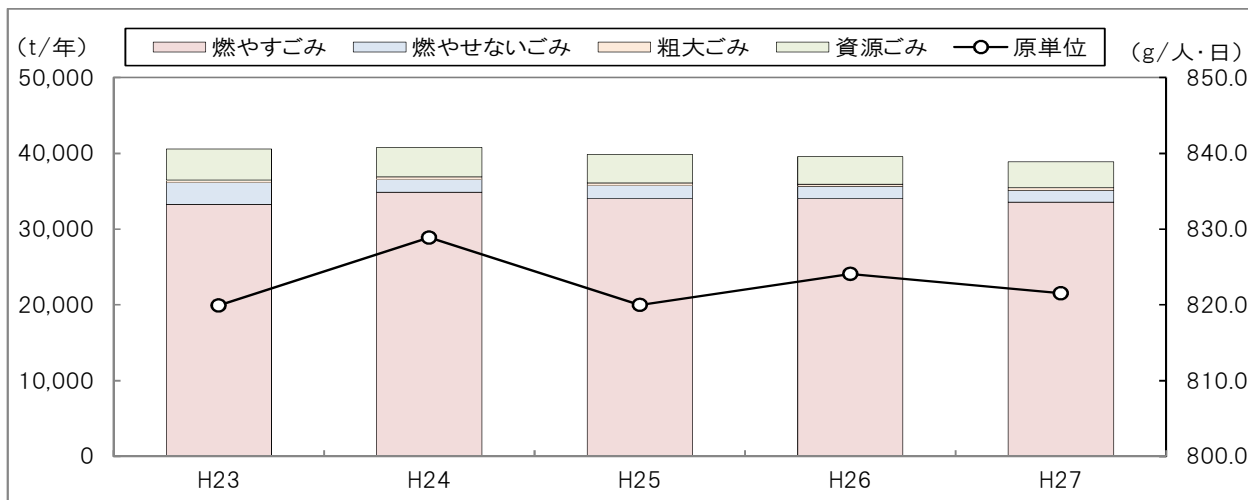


図 2-2-2 構成市町全体のごみ排出量実績

(2) ごみ処理・処分量の実績

①ごみ焼却量の実績

一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるごみ焼却量を図 2-2-5 に示す。

可燃ごみ搬入量は、平成 25 年度以降、減少傾向にある。

平成 27 年度は、33,868t/年であった。

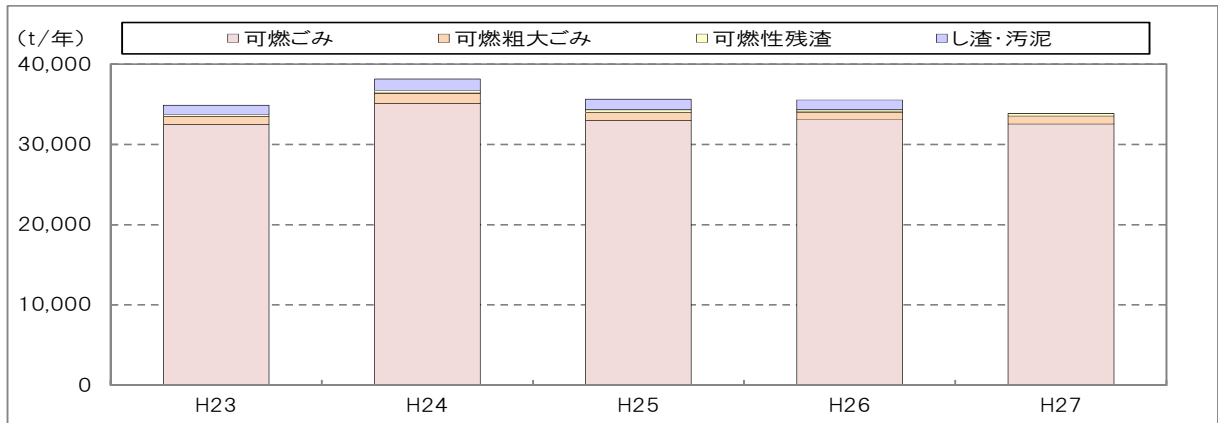


図 2-2-5 ごみ焼却量の実績

②不燃・粗大・資源ごみ処理量の実績

一関清掃センター（リサイクルプラザ）及び大東清掃センター（粗大ごみ処理施設）における不燃・粗大・資源ごみ処理量を図 2-2-6 に示す。

搬入量は、過去 5 年間に於いて、減少傾向にある。

平成 27 年度は 4,364t/年であり、そのうち、約 71%が資源化された。

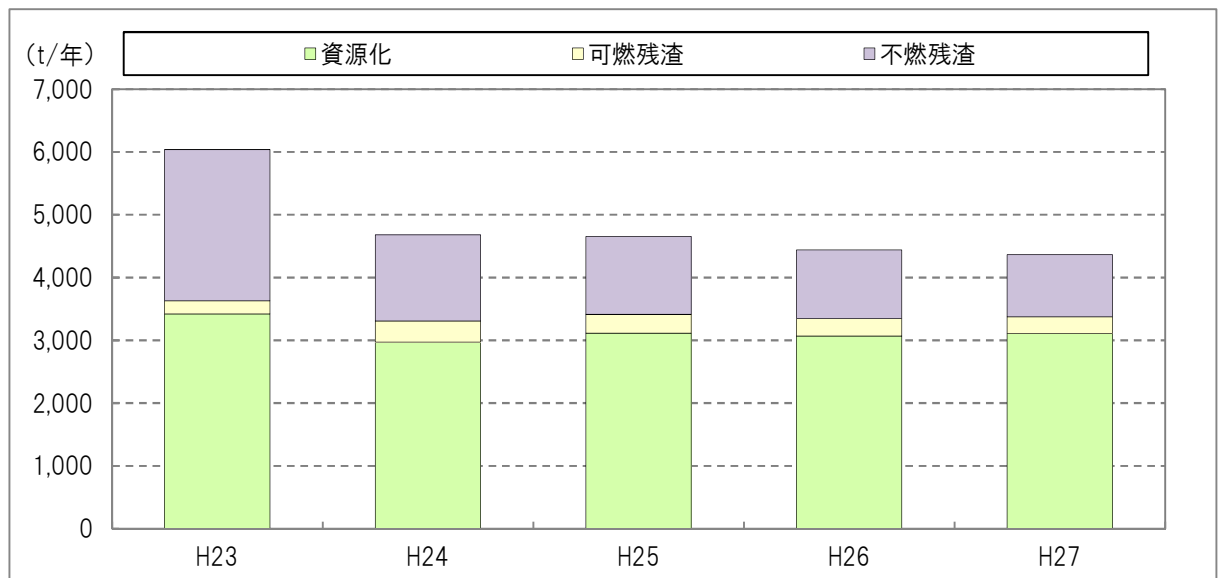


図 2-2-6 リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設における処理実績

③最終処分量の実績

舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターにおける最終処分量を、図 2-2-7 に示す。
最終処分量は、過去 5 年間に於いて、減少傾向にある。
平成 27 年度は、5,775t/年であった。

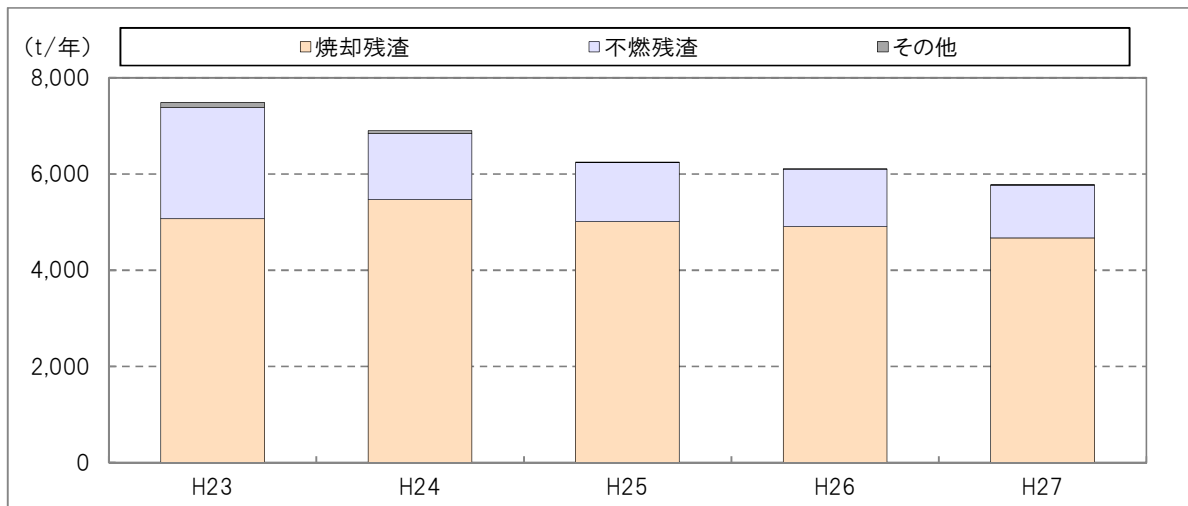


図 2-2-7 最終処分量の実績

3. 将来予測

(1) 将来人口の見込み

将来人口を、図 2-2-8 に示す。

一関市、平泉町の人口はいずれも減少し、平成 40 年度は合計で 112,285 人になると見込まれる。

※ 住民基本台帳人口(各年度末時点)

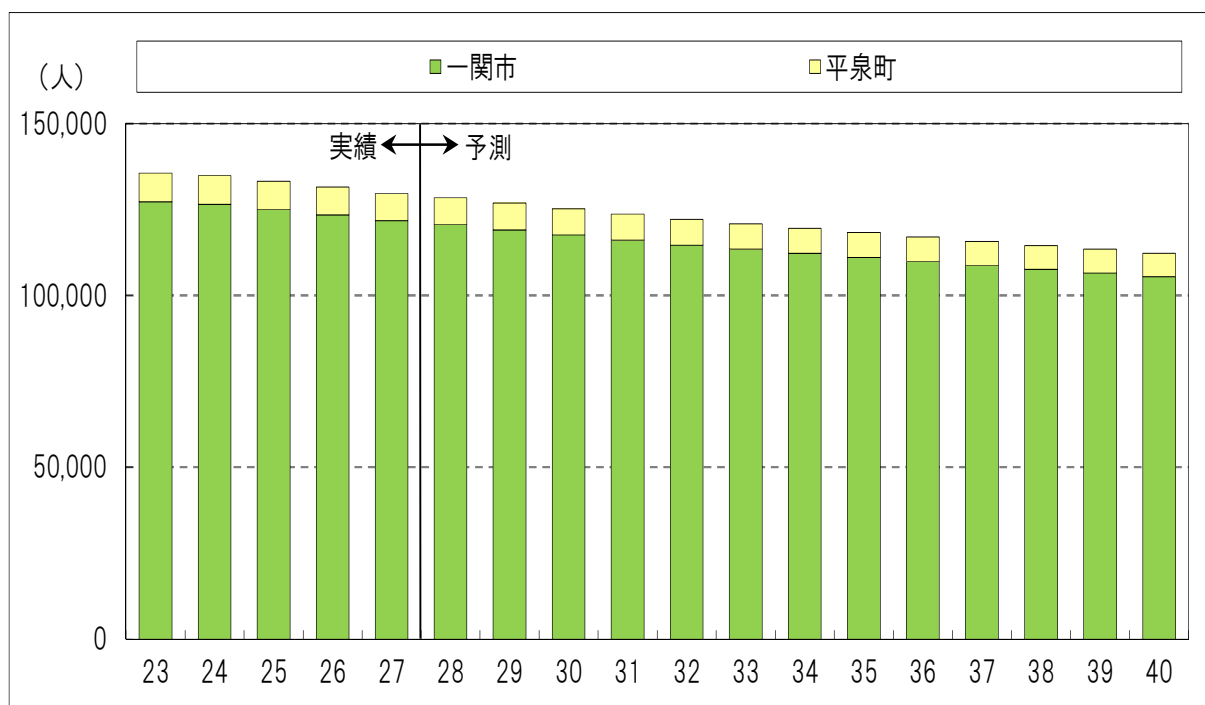


図 2-2-8 将来人口の見込み

(2) ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みを、図 2-2-9 に示す。

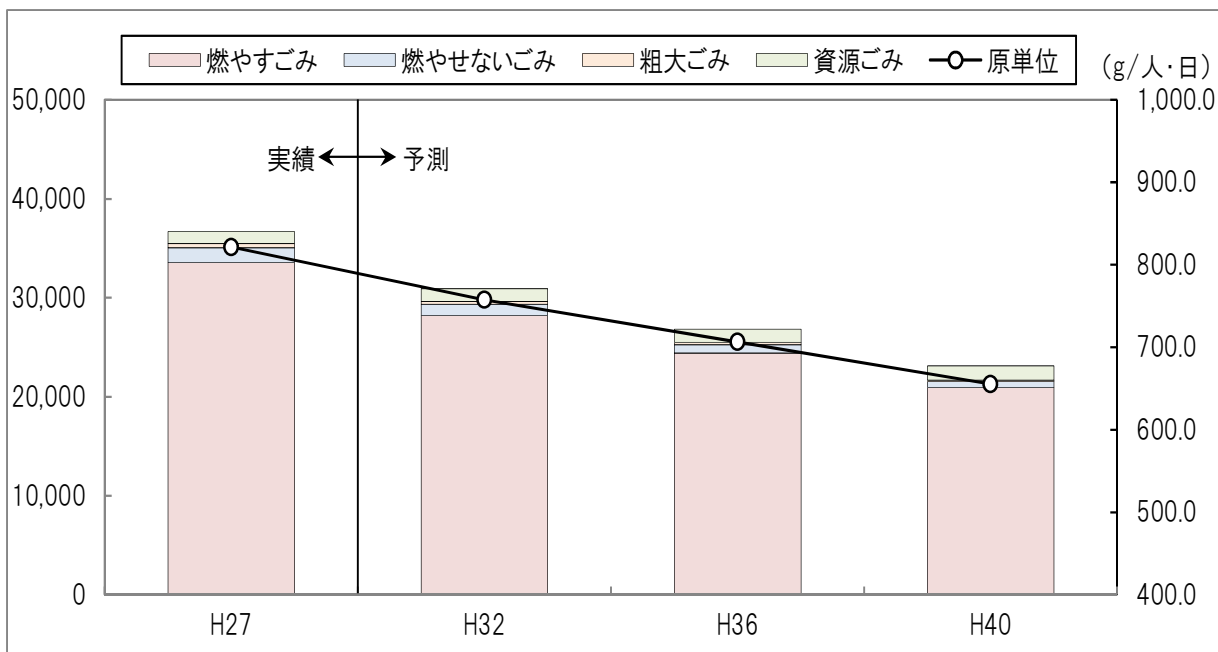


図 2-2-9 構成市町全体のごみ排出量の見込み

(3) ごみ処理・処分量の見込み

① ごみ焼却量の見込み

本組合圏域におけるごみ焼却量を、図 2-2-12 に示す。

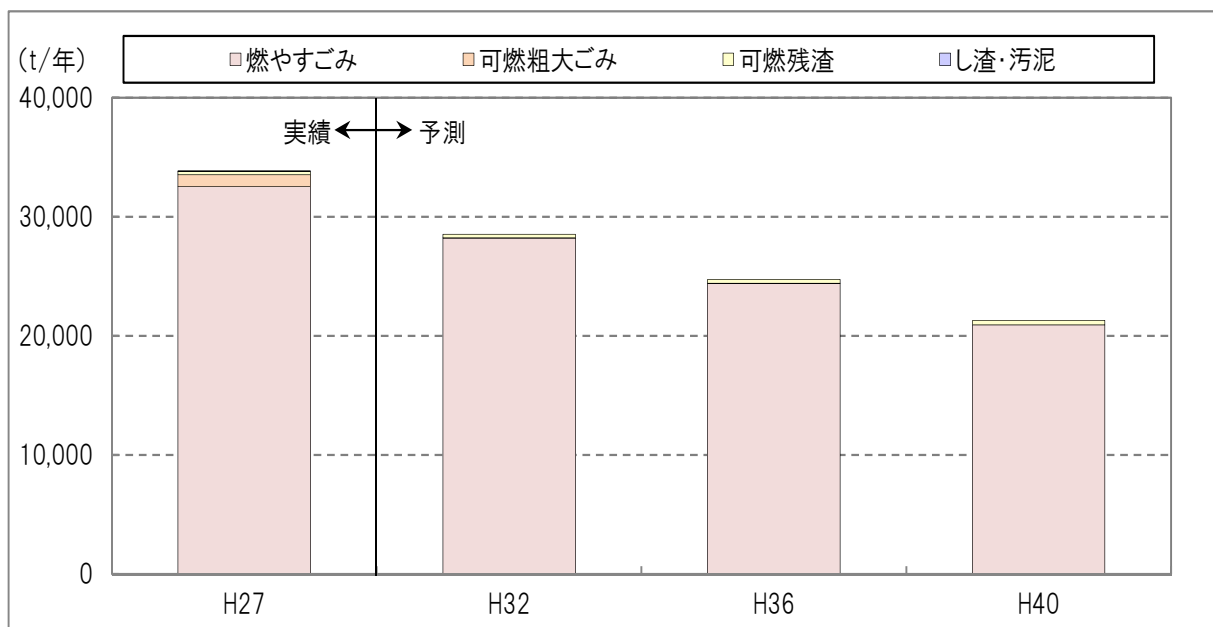


図 2-2-12 ごみ焼却量の見込み

②不燃・粗大・資源ごみ処理量の見込み

本組合圏域における不燃・粗大・資源ごみ処理量の見込みを、図 2-2-13 に示す。

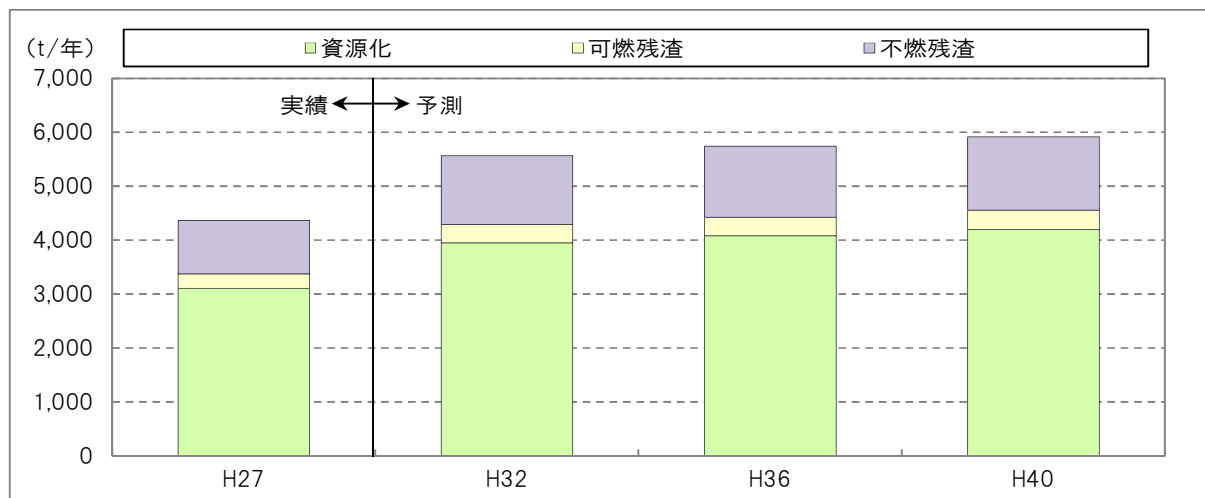


図 2-2-13 不燃・粗大・資源ごみ処理量の見込み

③最終処分量の見込み

最終処分量の見込みを、図 2-2-14 に示す。

表 2-2-18 最終処分量の見込み

(単位: t/年)

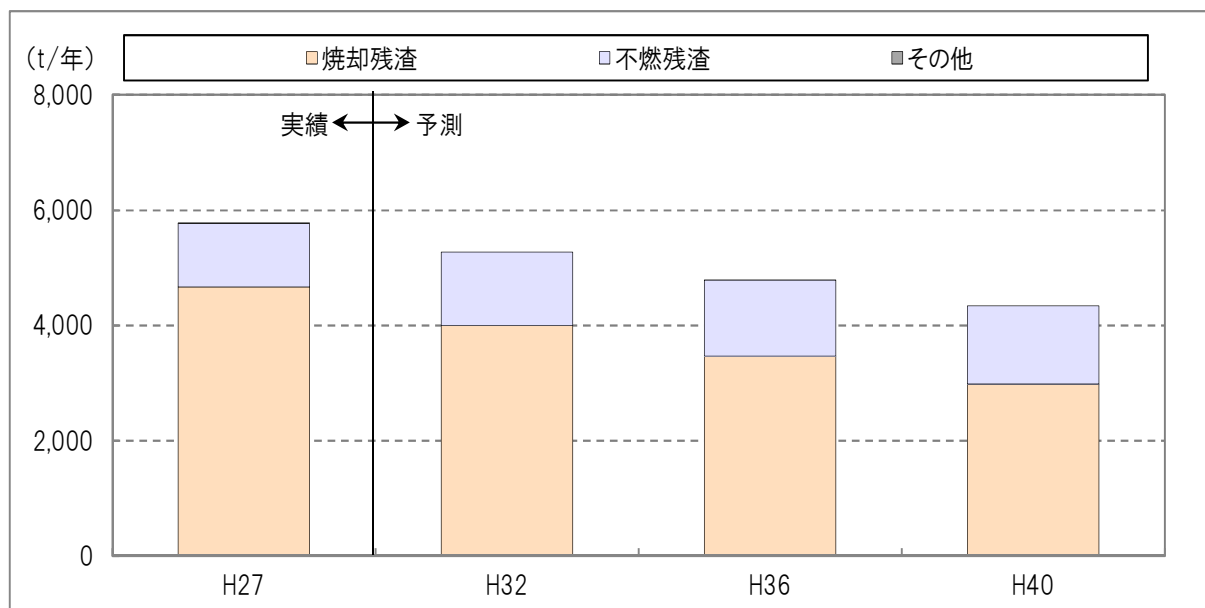


図 2-2-14 最終処分量の見込み

第3節 ごみ処理広域化の取り組み方向

「県南地区ごみ処理広域化基本構想（平成25年11月）」より、ごみ処理に関する広域化の取り組み方向を以下に整理する。

～ ごみ焼却施設 ～

◇整備方針

焼却施設については、放射性物質による汚染により、ごみ処理や施設建設への影響が懸念されることなどを踏まえ、当面の対応として2施設体制（一関市、平泉町地域と奥州市、金ケ崎町地域）とし、計画的に施設整備を推進する。

～ 最終処分場 ～

◇整備方針

最終処分場については2施設体制（一関市、平泉町地域と奥州市、金ケ崎町地域）とし、現有処分場の延命化を図るとともに、収集運搬の効率化、維持管理経費の削減を図るため各地域内で集約化を図り、計画的に施設整備を推進する。

～ 粗大(不燃)ごみ処理施設（リサイクルプラザ等のリサイクル推進施設）～

◇整備方針

リサイクル推進施設については、現行の処理の枠組みを継続する。

ただし、引き続き以下の事項について協議・検討し、処理のあり方を見直しするものとする。

- ① 分別方法、収集方法の一元化の可能性の検討
- ② 住民サービス、各市町のリサイクルに対する施策の連携
- ③ 広域処理施設の必要性、民間活用の可能性の検討

【最終処分場施設整備基本構想】

第1章 基本構想

第1節 施設規模の設定

最終処分場の埋立容量を表 1-1-1 に示す。

循環型社会形成推進交付金では、基本的に 15 年程度の期間において埋立可能な容量が交付対象とされることから、平成 34 年度から平成 48 年度を第 1 期、平成 49 年度から平成 58 年度を第 2 期とする。供用期間 15 年間では、累計で 107,962m³ となり、25 年間で 177,962m³ となる。

表 1-1-1 最終処分場の埋立容量

項目	単位体積重量 (t/m ³)	単位	H.34	H.35	H.36	H.37	H.38	H.39	H.40	H.41	H.42	H.43	H.44	H.45	H.46
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
焼却残渣	1.00	t/年	3,728	3,597	3,468	3,342	3,220	3,100	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983
		m ³ /年	3,728	3,597	3,468	3,342	3,220	3,100	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983
不燃残渣	0.60	t/年	1,301	1,312	1,321	1,332	1,343	1,351	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
		m ³ /年	2,168	2,187	2,202	2,220	2,238	2,252	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267
最終処分量	-	t/年	5,029	4,909	4,789	4,674	4,563	4,451	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343
		m ³ /年	5,896	5,784	5,670	5,562	5,458	5,352	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
覆土	-	m ³ /年	1,965	1,928	1,890	1,854	1,819	1,784	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
最終処分量 (覆土を含む)	-	m ³ /年	7,861	7,712	7,560	7,416	7,277	7,136	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		m ³ (累計)	-	15,573	23,133	30,549	37,826	44,962	51,962	58,962	65,962	72,962	79,962	86,962	93,962

項目	単位体積重量 (t/m ³)	単位	H.47	H.48	H.49	H.50	H.51	H.52	H.53	H.54	H.55	H.56	H.57	H.58
			14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目
焼却残渣	1.00	t/年	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983
		m ³ /年	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983
不燃残渣	0.60	t/年	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
		m ³ /年	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267
最終処分量	-	t/年	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343	4,343
		m ³ /年	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
覆土	-	m ³ /年	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
最終処分量 (覆土を含む)	-	m ³ /年	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		m ³ (累計)	100,962	107,962	114,962	121,962	128,962	135,962	142,962	149,962	156,962	163,962	170,962	177,962

※覆土は最終処分量の1/3を見込んでいます。

第2節 最終処分場の概要

最終処分場には、大きくオープン型とクローズド型とに分類される。一般的な最終処分場はオープン型であり、自然の降雨によって埋立地内の安定化を促進し、浸出水は浸出水処理施設において処理し、公共用水域に放流される。対してクローズド型は、人工的に散水を行って埋立地内の安定化を促進し、浸出水は浸出水処理施設で処理された後、散水として再利用することで、公共用水域への放流を行わない。ただし、安定化した後も施設が残ってしまうため負の遺産を未来へ残すという点が懸念される。

協議 2

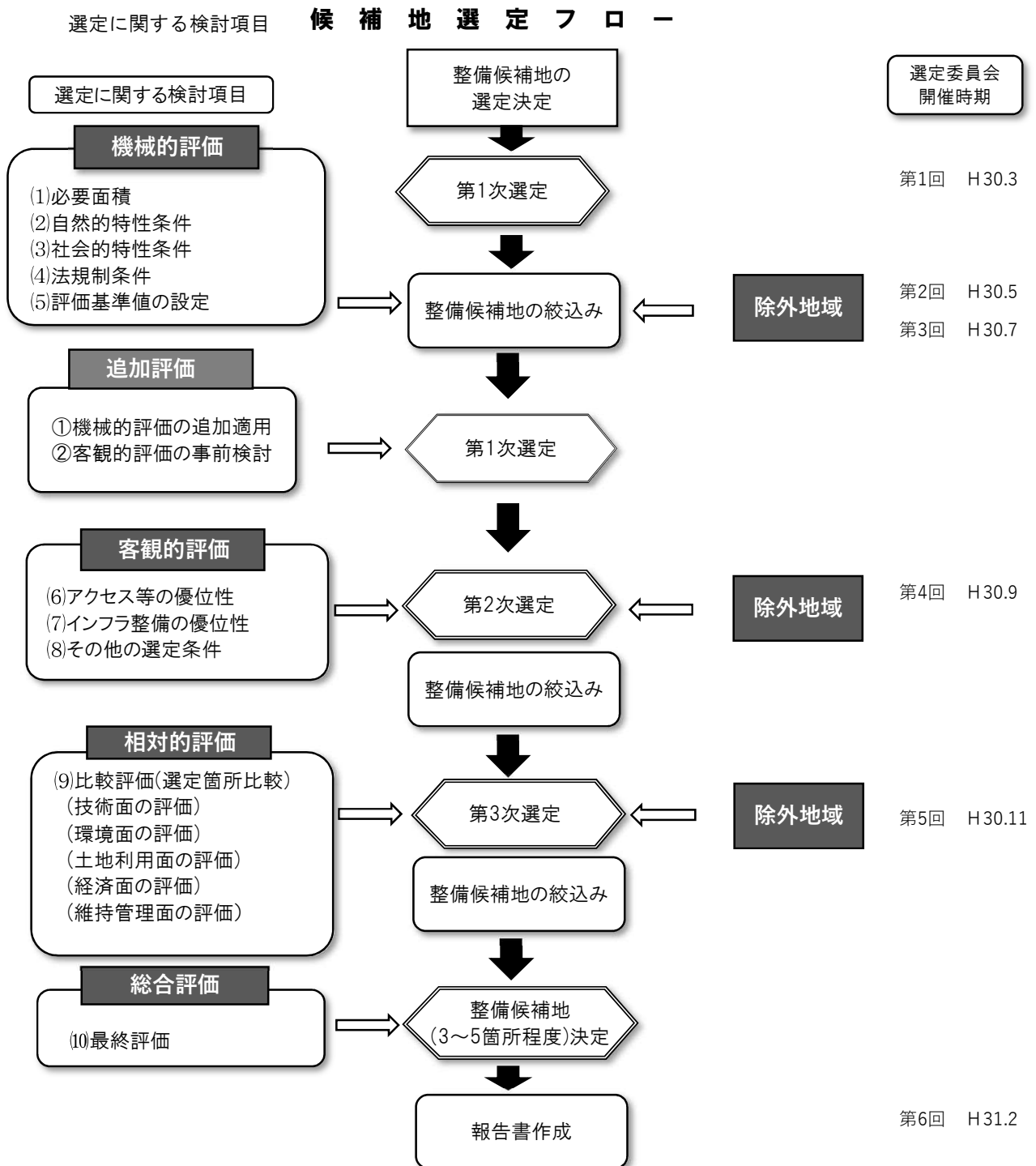
最終処分場候補地選定の手順と考え方

- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方に基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。



協議 3

第1次選定の条件について

1 第1次選定の条件設定

- (1) 調査対象地は、一関市、平泉町の全域とする。なお、一関市狐禅寺地区は対象地から除外する。
- (2) 埋立容量が、おおむね 178,000 m³確保できる箇所とする。
- (3) 敷地面積が、おおむね 40,000 m²確保できる箇所とする。
- (4) 別表に示す土地利用上の法規制分類により立地回避区域を設定する。
※『廃棄物処理基本構想 P91 表 1-5-1 を参照』

2 調査対象地の抽出方法

国土地理院発行の地形図を用いて、抽出条件を満たす箇所を出来るだけ多く抽出する。

表 1-5-1 土地利用上の法規制分類令

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用 計画面	都市区域	市街化区域	都市計画法	A
		市街化調整区域	都市計画法	A
		用途区域	都市計画法	A
		美観地区	都市計画法	A
		風致地区	都市計画法	A
		緑化保全地区	都市緑地保全法	A
		歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別処置法	C
		生産緑地地区	生産緑地法	A
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	C
		伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	C
農業地域	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	A
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農地法) A(その他)
		生産緑地地区	生産緑地法	A
	森林	国有林	森林法	C
		民有林	森林法	B
		保安林	森林法	C
自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法	C
		都道府県立公園	自然公園法	B
		都市公園	都市公園法	B
	自然環境保全地区	緑地保全地区	都市緑地保全法	A
		近郊緑地保全地区	〇〇圏近郊緑地保全法	A
		原生自然環境保全地区	自然環境保全法	C
		鳥獣特別保護区	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	C
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	C
防災面		河川区域	河川法	B
		地すべり防止地区	地すべり等防止法	B
		砂防指定地区	砂防法	B
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B
		宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	B

- A ランク：・開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。
 ・最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。
- B ランク：・開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。
 ・国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。
- C ランク：・国の許可を要するもの。
 ・重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの。